

# 県税のあらまし



## 県民税

県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんからその能力に応じて負担していただくもので、個人県民税、法人県民税、利子等に係る県民税、配当等に係る県民税及び株式等譲渡所得に係る県民税に分かれます。また、県民税は市町村民税と併せて住民税とも呼ばれます。

### 個人県民税(個人の県民税)

#### 【納める人】

毎年1月1日(賦課期日)現在

- (1) 県内に住所がある個人 ..... 均等割・所得割
- (2) 県内に事務所・事業所や家屋敷があり、その所在する市や町に住所がない個人・・・均等割  
※課税や納税の事務は、個人の市町村民税と一緒に市町で行っています。

#### 【納める額】

- (1) 均等割 ..... 2,000円  
うち500円は「いしかわ森林環境税」分です。  
また、東日本大震災を教訓に、緊急に実施する必要がある防災・減災事業の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、税額が500円引き上げられています。
- (2) 所得割 ..... 課税所得金額の4%

【非課税】個人県民税が非課税となるのは、次の場合です。

区 分	要 件
均等割も所得割もかからない方	(1) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている場合 (2) 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の場合
均等割がかからない方	前年中の合計所得金額が、市町の条例で定める次の金額以下の場合 ① 金沢市の場合 ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 32万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+19万円 +10万円 ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 32万円+10万円 ② 小松市の場合 ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 31.5万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+18.9万円+10万円 ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 31.5万円+10万円 ③ その他の市町の場合 ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 28万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+16.8万円 +10万円 ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 28万円+10万円
所得割がかからない方	前年中の総所得金額等が、次の金額以下の場合 ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合 35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+32万円 +10万円 ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合 35万円+10万円

#### 【所得割の計算方法】

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費(専従者控除を含む)} \\ \text{又は給与所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率※} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

※県民税4%、市町村民税6%

(注) 退職金などの退職所得と土地や建物を売った場合などの譲渡所得については、他の所得と区分して課税されます。

**【給与所得控除】**

給与等の収入金額		給与所得控除額	
162万5,000円以下		55万円	
162万5,000円超	180万円以下	収入金額 × 40%	－ 10万円
180万円超	360万円以下	収入金額 × 30%	＋ 8万円
360万円超	660万円以下	収入金額 × 20%	＋ 44万円
660万円超	850万円以下	収入金額 × 10%	＋ 110万円
850万円超		195万円	

**■所得金額調整控除**

令和3年度分以後、次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

適用対象者	調整控除額
1 給与等の収入金額が850万円を超える方で次のいずれかに該当する場合 (1) 本人が特別障がい者に該当する (2) 23歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額－850万円)×10% ※ 給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円から850万円を控除した金額に10%を乗じる。
2 給与所得控除後の給与等の金額(A)及び公的年金等に係る雑所得の金額(B)がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える方	(A+B)－10万円 ※ 最大10万円を給与控除から控除。上記1の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額から控除。

**■専従者控除**

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する方がいる場合には、次の金額が必要経費とされます。

- (1) 青色申告…………… 青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- (2) 白色申告…………… 事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額
  - ① 50万円(ただし、配偶者である事業専従者については86万円)
  - ② 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数＋1)

**【所得控除】**

種類	控除額																				
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 (1) (損失額－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) (2) (災害関連支出の金額－保険金等により補てんされた額)－5万円 ※ 損失額＝損害金額＋災害関連支出の金額																				
医療費控除	次のいずれかのみ適用を受けることができます。 (1) (支払った医療費－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない方の額) [限度額200万円]																				
スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)	(2)(支払ったスイッチOTC医薬品購入費－保険金等により補てんされた額)－12,000円 ※ 検診・予防接種等を受けている個人が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までに購入した場合 [限度額88,000円]																				
社会保険料控除	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																				
生命保険料控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」は、次により算出した額 [それぞれの適用限度額28,000円、最高限度額70,000円] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/2＋6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/4＋14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 旧契約を元とする「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に関しては、次により算出した額 [それぞれの適用限度額35,000円、最高限度額70,000円] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/2＋7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/4＋17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」について、新契約と旧契約の両方の控除の適用を受ける場合は、それぞれの方法で計算した金額の合計額で28,000円を限度とする。	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	12,000円超 32,000円以下	支払った保険料×1/2＋6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払った保険料×1/4＋14,000円	56,000円超	28,000円	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	15,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円超 40,000円以下	支払った保険料×1/2＋7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払った保険料×1/4＋17,500円	70,000円超	35,000円
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																				
12,000円以下	支払った保険料の金額																				
12,000円超 32,000円以下	支払った保険料×1/2＋6,000円																				
32,000円超 56,000円以下	支払った保険料×1/4＋14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																				
15,000円以下	支払った保険料の金額																				
15,000円超 40,000円以下	支払った保険料×1/2＋7,500円																				
40,000円超 70,000円以下	支払った保険料×1/4＋17,500円																				
70,000円超	35,000円																				

種 類	控 除 額																
地震保険料控除	<p>その年に支払った保険料の金額に応じて、次により算出した額</p> <p>(1) 地震保険料 支払った保険料の金額 × 1/2 [限度額25,000円]</p> <p>(2) 旧長期損害保険料 (平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約等) [限度額10,000円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 上記(1)と(2)の両方がある場合 それぞれの控除額の合計額 [限度額25,000円]</p>	支払った保険料の金額	地震保険料控除額	5,000円以下	支払った保険料の金額	5,000円超 15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円								
支払った保険料の金額	地震保険料控除額																
5,000円以下	支払った保険料の金額																
5,000円超 15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円																
15,000円超	10,000円																
障がい者控除	<p>本人・同一生計配偶者・扶養親族が障がい者の場合 …… 26万円</p> <p>上記のうち特別障がい者については …… 30万円</p> <p>同一生計配偶者・扶養親族が同居特別障がい者の場合 …… 53万円</p>																
寡婦控除	<p>本人が寡婦 …… 26万円</p> <p>※扶養親族である子がいない、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の方</p>																
ひとり親控除	<p>本人がひとり親 …… 30万円</p> <p>※ 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の方</p>																
勤労学生控除	<p>本人が勤労学生 …… 26万円</p> <p>※ 前年中、自己の勤労に基づく給与所得が有り、合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得の合計額が10万円以下の場合に限ります。</p>																
配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除額</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般の配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上の配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の場合に限ります。</p>	控除額		納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般の配偶者	33万円	22万円	11万円	70歳以上の配偶者	38万円	26万円	13万円
控除額				納税義務者の合計所得金額													
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下													
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円														
	70歳以上の配偶者	38万円	26万円	13万円													
配偶者特別控除	<p>配偶者の前年の合計所得金額に応じた金額 [限度額33万円]</p> <p>※ 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が133万円以下の場合に限ります。</p> <p>※ 配偶者が控除対象配偶者である場合は、配偶者特別控除の適用はありません。</p>																
扶養控除	<p>一般扶養親族(0歳以上16歳未満) …… 控除なし</p> <p>一般扶養親族(16歳以上19歳未満) …… 33万円</p> <p>特定扶養親族(19歳以上23歳未満) …… 45万円</p> <p>一般扶養親族(23歳以上70歳未満) …… 33万円</p> <p>70歳以上の扶養親族 …… 38万円</p> <p>70歳以上の同居の親等 …… 45万円</p> <p>※ 生計を一にする親族の前年の合計所得金額が48万円以下の場合に限ります。</p>																
基礎控除	<p>納税義務者の前年の合計所得金額が</p> <p>2,400万円以下の場合 …… 43万円</p> <p>2,400万円超 2,450万円以下の場合 …… 29万円</p> <p>2,450万円超 2,500万円以下の場合 …… 15万円</p>																

## 【税額控除】

種 類	控 除 額
調整控除	<p>税源移譲による所得税と個人住民税の人的控除(扶養控除、基礎控除等)の差から生ずる負担増を調整するため、次により算出した額を所得割額から控除します。</p> <p>(1) 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合 次のいずれか少ない方の金額の5% (県民税2%、市町村民税3%)を控除</p> <p>①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額</p> <p>(2) 個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合 {人的控除額の差の合計 - (課税所得金額 - 200万円)} × 5% (県民税2%、市町村民税3%)</p> <p>ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。 ※令和3年度以後、合計所得金額が2,500万円を超える方は適用されません。</p>
住宅借入金等特別税額控除	平成21年から令和7年12月までに住宅に入居した方について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度の住民税から控除します。
寄附金税額控除	詳しくは12ページをご覧ください。

【申告と納税】 個人市町村民税と一緒に市や町で行います。

### ■申告

- ・申告期限は3月15日です。
- ・所得税の確定申告書を提出した場合は、個人県民税の申告書を提出する必要はありませんが、所得税の確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。
- ・給与所得のみの人は申告書を提出する必要はありませんが、前年中に火災や盗難にあったことによる雑損控除又は自分や家族が病気にかかったことによる医療費控除を受けようとする場合には、期限までに申告書を提出してください。

### ■納税

- ・給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から徴収(天引き)されます。
- ・給与所得者以外の所得者については、一般的には6月、8月、10月及び翌年の1月の4回に分けて、市町から送られる納税通知書によって納めます。  
※ 退職者については、退職手当の支払の際に支払者が退職手当から差し引いて納めます。
- ・4月1日現在65歳以上の公的年金受給者については、公的年金支給時(年6回)に年金から特別徴収されます。  
※ 介護保険料が年金から引き落としされていない方、引き落とされる税額が老齢基礎年金等の額を超える方などは、特別徴収の対象となりません。  
※ 公的年金から特別徴収されるのは、年金所得の金額から計算した県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した県民税額は、給与からの特別徴収又は納税通知書により納めます。

## 参考1

### 県内に住むサラリーマンAさんの県民税は？

- 家族構成 本人(45歳)、妻(42歳)、子供2人(中学生(14歳)1人、高校生(17歳)1人)
- 前年の給与500万円、社会保険料40万円、生命保険料10万円(平成24年1月1日以後に締結した新契約に係るもの)、妻の所得なし

#### (計算方法)

○均等割額は、 **2,000円** です。

○所得割額は、

$$5,000,000\text{円} - 1,440,000\text{円} = 3,560,000\text{円}$$

(収入金額) (給与所得控除額) (所得金額)

$$3,560,000\text{円} - 1,518,000\text{円} = 2,042,000\text{円}$$

(所得金額) (所得控除) (課税所得金額)

$$2,042,000\text{円} \times 4\% = 81,680\text{円}$$

(課税所得金額) (税率) (調整控除前所得割額)

$$81,680\text{円} - 2,160\text{円} \approx \mathbf{79,500\text{円}}$$

(調整控除前所得割額) (調整控除※) (調整控除後所得割額)

※100円未満切り捨て

所得控除の内訳	
社会保険料控除	400,000円
生命保険料控除	28,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除	330,000円
(0円+330,000円)	
基礎控除	430,000円
計	1,518,000円

したがって、Aさんの納める個人県民税は、  
 2,000円 + 79,500円 = **81,500円** となります。  
 (均等割額) (所得割額)

なお、個人県民税のほか個人市町村民税も課税されます。

#### ※調整控除の計算

国から地方への税源移譲に伴う所得税と個人住民税の人的控除額の差を調整するための控除

人的控除額	
・配偶者控除	380,000円 - 330,000円 = 50,000円 …… ①
(所得税の控除額) (個人県民税の控除額) (控除額の差)	
・扶養控除	380,000円 - 330,000円 = 50,000円 …… ②
(所得税の控除額) (個人県民税の控除額) (控除額の差)	
・基礎控除	480,000円 - 430,000円 = 50,000円 …… ③
(所得税の控除額) (個人県民税の控除額) (控除額の差)	

$$\{(50,000\text{円} + 50,000\text{円} + 50,000\text{円}) - (2,042,000\text{円} - 2,000,000\text{円})\} \times 2\% = 2,160\text{円}$$

(人的控除額の差(①+②+③)) (課税所得金額-200万円) (県民税2%)

- (注1) 計算後の調整控除額が個人市町村民税分とあわせて2,500円未満の場合は、  
 2,500円(県民税1,000円、市町村民税1,500円)となります。
- (注2) 課税所得金額により調整控除の計算が変わります。

## 参考2

### 退職金にかかる個人県民税(所得割)の求め方

$$\text{税額} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \text{(注1)(注2)} \times \text{税率}$$

- (注1) 役員等としての勤続年数が5年以下である方が支払を受ける退職金については適用がありません。
- (注2) 令和4年1月1日以後、勤続年数が5年以下の役員等以外の退職金において、  
 退職所得控除額を控除した残額のうち300万を超える部分については適用がありません。

#### 退職所得控除額の求め方

- (1) 通常の退職の場合
- 勤続年数が20年以下の場合 …… 40万円 × 勤続年数  $\left[ \begin{array}{l} 80\text{万円に満たない} \\ \text{場合には}80\text{万円} \end{array} \right]$
- 勤続年数が20年を超える場合 …… 70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円
- (注) 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切り上げとなります。

- (2) 障がい者になったことに直接起因して退職した場合
- …… (1)によって計算した金額) + 100万円

(例) 今年の8月に勤続24年5月で退職し、その際2,000万円の退職金を受けた場合

$$(20,000,000\text{円} - 11,500,000\text{円}) \times \frac{1}{2} \times 4\% = 170,000\text{円}$$

(税率)

# 個人住民税の寄附金控除

## 1 都道府県・市区町村に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、地方公共団体(都道府県や市区町村)に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、個人住民税や所得税が軽減されます。

### ■ ふるさと納税の例

年収700万円の給与所得者Aさん(石川県在住、夫婦と子供2人の世帯)が、B県に70,000円を寄附した場合

※Aさんの所得税率は10%、個人住民税所得割額は35万円として計算しています。

寄附額		70,000円
税の軽減額		▲68,000円
内 訳	住民税	基本控除額 ▲6,800円
	個人	特例控除額 ▲54,258円
	税	所得税及び復興特別所得税 ▲6,942円
負担額		2,000円

※平成26年度から令和20年度までは、復興特別所得税を考慮して控除額を計算します。

合計で68,000円が軽減されます。

### ■ 軽減額の計算

#### 【個人住民税での軽減額】(税額控除)

(1) 基本控除

$$(\text{寄附金}^{\text{注1}} - 2,000\text{円}) \times 10\%$$

※基本控除は、ふるさと納税以外の寄附金についても適用されます。

(2) 特例控除<sup>(注2)</sup>

$$(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times$$

$$(90\% - \text{寄附者に適用される所得税率}^{\text{注3}})$$

#### 【所得税での軽減額】(所得控除)

$$(\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times$$

$$\text{寄附者に適用される所得税率}^{\text{注3}}$$

(注1) 総所得金額の30%が限度です。

また、複数の地方公共団体やその他の団体に寄附を行った場合は、その寄附金の合計額で計算します。

(注2) 特例控除額の上限は、個人住民税の所得割額の20%の金額です。

また、特例控除は総務大臣が指定した地方公共団体に対して寄附した場合に適用されます。

(注3) 所得税率は寄附者の所得によって異なります(5~45%)。

また、平成25年分から令和19年分までは、所得税率に復興特別所得税率(2.1%)を乗じて得た率を加算して計算します。

## 2 その他の個人住民税の控除対象となる寄附金

(1) 石川県共同募金会・日本赤十字社石川県支部に対する寄附金

(2) 石川県や県内市町が条例で指定する寄附金

ア 石川県が条例で指定した寄附金(個人県民税分)

石川県が条例で指定した控除対象寄附金は、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金(公益法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金)のうち、県内に事務所を有する法人・団体に対する寄附金です(当該事務所で収納したものに限りません)。

イ 県内市町が条例で指定した寄附金(個人市町村民税分)

県内各市町の個人市町村民税の控除対象寄附金の指定状況については、お住まいの市町の住民税担当課へお問合せください。

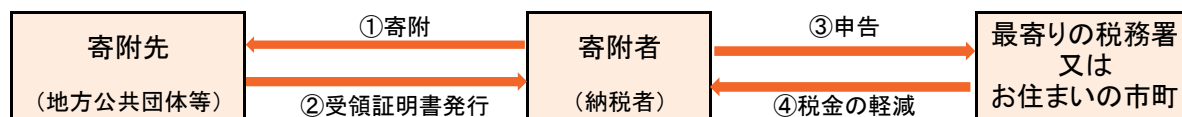
※ なお、「(2)石川県や県内市町が条例で指定する寄附金」の基本控除額の計算において、乗じる率は次のとおりです。

- ・石川県が指定した寄附金は4%
- ・県内市町が指定した寄附金は6%

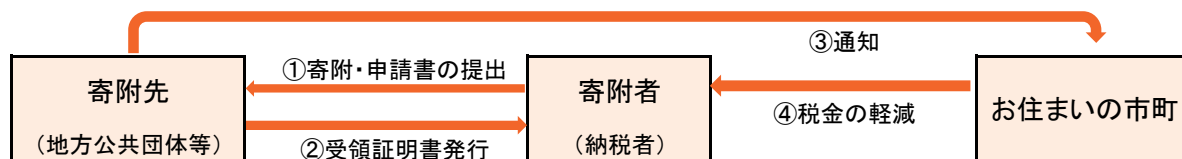
したがって、石川県と県内市町双方が指定した寄附金は10%となります。

### 3 寄附金控除を受けるための手続

寄附金控除を受けるためには、寄附をされた方が、寄附先の発行する受領証明書（領収書）等を添えて、毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに住所地を管轄する税務署で所得税の確定申告をしていただく方法のほか、給与所得者等確定申告が不要な方でふるさと納税先が5団体以内の場合については、寄附をする際に、寄附先へ申請書を提出することによって、所得税控除分相当額を含めて個人住民税からの控除を受けることができます。（ふるさと納税ワンストップ特例）



または



# 個人住民税の特別徴収のお知らせ

従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています！

石川県内のすべての市町は、個人住民税の特別徴収完全実施に取り組んでいます。

## ● 特別徴収制度とは？

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町村民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町に納入する制度です。

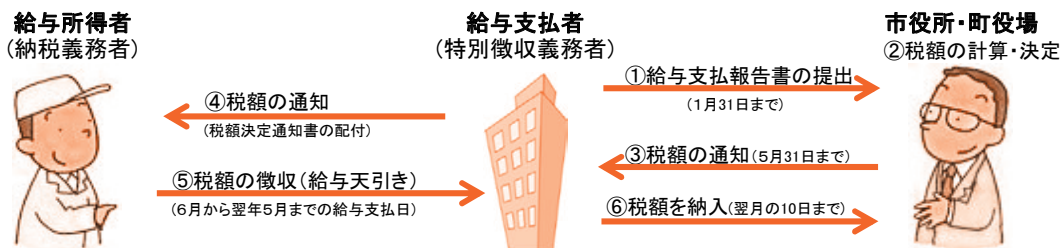
地方税法には「給与所得者である場合、個人住民税は、特別徴収の方法によって徴収する」(321条の3)、「所得税を徴収して納付する義務のある者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない」(321条の4)と規定されており、事業主や従業員の希望により「特別徴収」か「普通徴収」かを選択することはできない制度になっています。

石川県内のすべての市町は、原則、すべての事業主の方を特別徴収義務者として指定しています。これにより、事業主の方は、従業員の方の個人住民税を特別徴収(給与天引き)していただくことになります。

## ● 特別徴収事務の流れ

所得税とは違い、各従業員の税額計算は市町で行い、5月中旬から従業員ごとの特別徴収税額を通知します。事業主の皆様には、この通知に記載された金額(月額)を、6月以降毎月、従業員の給与からそれぞれ徴収(給与天引き)し、各市町に納めていただくことになります。

1月下旬 (1月31日まで)	給与支払報告書を、毎年1月31日までに従業員の住所地の市町に提出してください。このときに特別徴収への切替えを行ってください。
5月中旬から下旬 (5月31日まで)	従業員の住所地の市町から事業主あてに「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用、納税義務者用)」が送付されます。
6月から翌年5月まで	従業員の給与から税額の徴収(給与天引き)を開始します。【毎月実施】
給与支給の翌月10日	従業員の給与から徴収(給与天引き)された個人住民税は、給与支給の翌月10日までに市町から送付された納入書により金融機関等から市町へ納めてください。【毎月実施】



## 特別徴収 Q&A

- Q1 特別徴収はしなければならないのですか。  
A1 地方税法第321条の4及び各市町の条例により、従来から、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。事業主の皆様には、法令に基づく適正な事務処理の観点から特別徴収の実施をお願いします。
- Q2 従業員も少なく、特別徴収に関する事務をする余裕がないのですか。  
A2 個人住民税の特別徴収は、事業主が行うべき法律上の義務とされていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。  
・個人住民税の特別徴収を実施しても、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。  
・事業主は、市町から通知される従業員ごとの税額を、毎月の給与から徴収(給与天引き)し、翌月の10日までに、金融機関を通じて従業員の住所地の市町ごとに納めていただきます。  
・特別徴収をすると、従業員が納税のために金融機関や市町の窓口に向かう手間が省けます。  
・毎月の給与から特別徴収(給与天引き)されることで、1回当たりの税負担額が少なくなります。(普通徴収では年4回払い、特別徴収では年12回払い)  
・従業員が常時10人未満の事業所等は、市町長の承認を受けて特別徴収税額の年12回の納期を年2回にする「納期の特例」制度(給与天引きは毎月実施)がありますので、該当する場合は、関係市町にご相談ください。
- Q3 アルバイトやパートも「特別徴収」をする必要がありますか。  
A3 所得税を源泉徴収されている従業員(アルバイトやパートを含む。)については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。
- Q4 普通徴収が認められる場合はありますか。  
A4 以下の基準に該当する場合は、当面、例外的に普通徴収が認められますので、市町にお申出ください。  
A 総従業員数が2人以下(B~Fの理由に該当するすべての従業員数を除いた人数)  
B 他の事業所で特別徴収をされている方(乙欄適用者)  
C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方  
D 給与の支払が不定期な方(給与の支払が毎月ではない方)  
E 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方  
F 退職者・退職予定者(5月末まで)及び休職者(4月1日現在で給与の支払を受けていない休職者に限る)

個人住民税の特別徴収に関する具体的な手続等については、従業員の住所地の市役所・町役場の住民税担当課までお問合せください。(連絡先は56ページをご覧ください)



# 法人県民税(法人の県民税)

## 【納める人】

区 分		均等割	法人税割
法人	県内に事務所・事業所を有する場合	○	○
	県内に事務所・事業所を有しないが、 県内に寮など(寮、宿泊所、クラブ等)を有する場合	○	—
公共法人	県内に事務所・事業所を有する場合(注1)	○	—
公益法人等	県内に事務所・事業所を有し、 収益事業(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行っている場合	○	○
	収益事業を行わない場合(注1)	○	—
法人でない社団又は財団で代表者や管理人の定めのあるもの	県内に事務所・事業所を有し、 収益事業(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行っている場合(注2)	○	○
	収益事業を行わない場合	—	—
個人	県内に事務所・事業所を有し、 法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税が課される場合	—	○

(注1) 公共法人及び公益法人等については、地方税法の規定により非課税とされるものがあります。

(注2) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされます。

## 【納める額】

区 分		納める税額	うち「いしかわ森林環境税」分	
均等割	(1) 公共法人及び公益法人等 (2) 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの) (3) 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く) (4) 資本金の額(又は出資金の額)を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (5) 資本金等の額が1千万円以下の法人	21,000円	1,000円	
	資本金等の額が 1千万円 を超え、 1億円 以下の法人	52,500円	2,500円	
	資本金等の額が 1億円 を超え、 10億円 以下の法人	136,500円	6,500円	
	資本金等の額が 10億円 を超え、 50億円 以下の法人	567,000円	27,000円	
	資本金等の額が 50億円 を超える法人	840,000円	40,000円	
区 分		納める税額	事業年度の開始日	
			平成26年 10月1日以後	令和元年 10月1日以後 (注1)
法人税割	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社	法人税額 ×	4.0%	1.8% (1.4%)
	資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下の法人	法人税額 ×	3.2%	1.0%
	資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下の法人など 法人税額が 年額1千万円を超える法人	法人税額 ×	4.0%	1.8% (1.4%)

(注1) 令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する事業年度分については、新型コロナウイルス感染症等に係る法人税割の税率の特例により、()内の税率が適用されます。

- ※ 平成26年9月30日以前に開始した事業年度に係る税率については、金沢県税事務所にお問い合わせください。
- ※ 石川県においては、法人県民税法人税割について、地方税法に規定された標準税率に加えて超過税率を採用しています(昭和51年2月1日以後に終了する事業年度分より)。
  - ・適用期間…令和8年1月31日までの間に終了する事業年度分
  - ・超過税率…0.8%(ただし、令和3年2月1日から令和5年1月31日までの間に終了する事業年度分については0.4%)
  - ・目的…人とのものの交流が盛んな地域づくり、将来にわたり本県経済を支える強い産業づくり等に要する財源の一部に充てるため
- ※ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定する額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)をいいます。  
なお、平成27年度税制改正により、『資本金等の額(無償増減資等を加減算した額)』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれか多い額が資本金等の額となりました(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

## 【分割基準】

2以上の都道府県に事務所・事業所を設けている法人は、法人税割の課税標準の総額を下記の分割基準に基づいて関係都道府県に分割したうえで税額を計算し、申告納付することとされています。

業種	分割基準
全業種	従業者数

## 【申告と納税】

申告と納税などは、すべて法人事業税と併せて行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
<b>中間申告等</b> <small>（事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える普通法人）</small>	予定申告 $\left( \text{前事業年度の法人税割額} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right) + \text{均等割額}$	$(\text{法人税額} \times \text{税率}) + \text{均等割額}$	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告 <small>（予定申告の税額を超えない場合に限り選択可能）</small>		
<b>確定申告</b>		$[(\text{法人税額} \times \text{税率}) + \text{均等割額}] - \text{中間申告等により納付すべき額}$	事業年度終了の日から2か月以内(注)
<b>公共法人・公益法人等で法人税割が課されないもの</b>		均等割額	毎年4月30日

- (注) 会計監査人による監査などの理由によって決算が確定しない法人で、法人税において申告期限の延長が承認され、国の税務官署において提出期限が指定された場合は、その指定された日が申告期限となります。
- ※ 均等割額については、事務所等を有する期間に応じて月割計算で算定した税額を申告して納めます。
  - ※ 清算中の法人に対する課税については、金沢県税事務所にお問い合わせください。
  - ※ 一定の大法人等の場合、令和2年4月1日以後開始する事業年度に係る申告については、地方税ポータルシステム(eLTAX)による電子申告で行うことが義務化されました。詳しくは、54ページの「地方税ポータルシステム(eLTAX)」をご参照ください。
  - ※ 電子申告と同時に、地方税共通納税システムによる電子納付をすることができます。詳しくは、地方税共同機構のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご参照ください。

## (参考) 地方法人税(国税)

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法(平成26年法律第11号)」により地方法人税が創設されました。これに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書をつつの様式としています(以下省略)

出典:国税庁作成リーフレット「地方法人税が創設されました」(平成26年9月)

### 【納める人】

法人税(国税)の納税義務がある法人

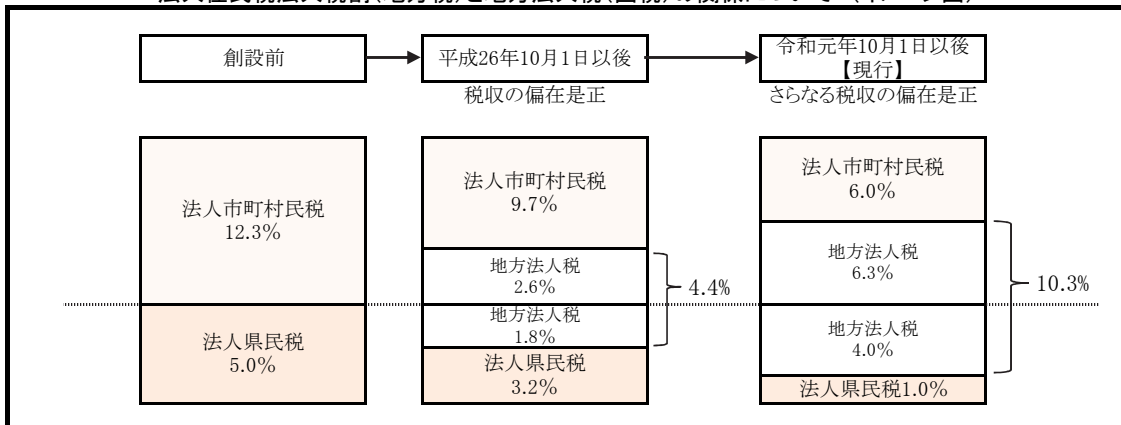
### 【納める額】

各事業年度の所得に対する法人税額(所得税額や外国税額等の控除前)の10.3%  
(納付額は全額地方交付税の原資となります。)

### 【申告と納税】

法人税と同じ時期に国(税務署)に申告し、納付します。

法人住民税法人税割(地方税)と地方法人税(国税)の関係について(イメージ図)



法人市町村民税及び法人県民税は法人税割のみ、それぞれ標準税率を表示しています。

# 県民税利子割

県民税利子割は、預貯金の利子等の支払を受ける際に課税されます。

## 【納める人】

県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人(金融機関等を通じて納めます。)

## 【納める額】

支払を受けるべき利子等の額の5%  
(所得税として別に15.315%が課税されます。)

## 【利子等とは】

次のものの利子、収益の分配、差益等をいいます。

- (1) 預貯金、合同運用信託
- (2) 私募公社債等運用投資信託等
- (3) 懸賞金付預貯金等
- (4) 金融類似商品・・・定期積金、相互掛金、抵当証券、金貯蓄(投資)口座、外貨建預貯金、一時払保険

## 【申告と納税】

金融機関等が、利子等の支払の際に徴収し、毎月分を翌月10日までに申告納入します。

## 【非課税】

次の方を対象に、一定の利子は非課税となります。

(非課税制度を利用する際には、金融機関等で手続を行ってください。)

対 象	種 類	限度額	内 容
障害者等	少額預金非課税制度 (マル優)	350万円	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券
	少額公債非課税制度 (特別マル優)	350万円	国債、地方債
給与所得者	財形住宅貯蓄	合わせて 550万円	給与所得者の給料からの天引預金
	財形年金貯蓄		
非居住者が支払を受ける利子等			
所得税において非課税とされる利子等			

## 【市町への交付】

県に納められた県民税利子割のうち59.4%は、県内の市町に交付されます。

## 【(参考)法人に係る利子割の廃止】

平成25年度税制改正により、法人が平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子等については利子割課税の対象外となりました。これに伴い、平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子等から、県民税法人税割との調整(※)は廃止されました。

〔※法人が納めた利子割額は、法人県民税(法人税割)との二重課税を調整するため、法人県民税の申告の際に、法人税割額から既に納めた利子割額を控除。控除しきれない場合は還付。〕

## 県民税配当割

県民税配当割は、上場株式等の配当等について課税されます。

### 【納める人】

県内に住所を有し、株式会社等から特定配当等の支払を受ける個人(株式会社等を通じて納めます。)

### 【特定配当等とは】

次のものの配当等をいいます。

- (1) 上場株式等
- (2) 公社債投資信託以外の証券投資信託で公募によるもの(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配
- (3) 特定投資法人の投資口
- (4) 特定公社債(国債・地方債・公募公社債・上場公社債など)、公募公社債投資信託の受益権、特定目的信託(公募に限る。)の社債的受益権

### 【納める額】

区 分	納める額
源泉徴収選択口座を利用するもの(注)	(源泉徴収選択口座内の特定配当等の額 - 同口座内の上場株式等の譲渡損失の額) × 5%
上記以外のもの	特定配当等の額 × 5%

(県民税配当割に加え、所得税として別に15.315%が課税されます。)

(注) 源泉徴収選択口座を利用する場合、証券会社等へ源泉徴収選択口座への配当等の受け入れに関する届出が必要です。

### 【申告と納税】

特定配当等の支払をする者が、特定配当等の支払の際に徴収し、毎月分を翌月10日までに申告納入します。

### 【市町への交付】

県に納められた県民税配当割のうち59.4%は、県内の市町に交付されます。

## 県民税株式等譲渡所得割

県民税株式等譲渡所得割は、源泉徴収選択口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡益について課税されます。

### 【納める人】

県内に住所を有し、証券会社等に源泉徴収選択口座を開設し、上場株式等の譲渡益の支払を受ける個人(証券会社等を通じて納めます。)

### 【納める額】

特定株式等譲渡所得金額の5%(所得税として別に15.315%が課税されます。)

### 【申告と納税】

証券会社等が、上場株式等の譲渡益の支払をする際に徴収し、年間分をまとめて翌年の1月10日までに申告納入します。

### 【市町への交付】

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%は、県内の市町に交付されます。